

平塚市の都市公園内における防犯カメラの設置及び管理運用に関する基準

平成27年 3月20日
改正 令和 7年 3月31日
改正 令和 7年10月27日

(目的)

第1条 この基準は、犯罪防止等の観点から平塚市の都市公園に防犯カメラを設置する場合に遵守すべき事項を明確にすることにより、公園利用者の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園 平塚市都市公園条例（昭和36年条例第33号）第1条に規定する都市公園（都市整備部みどり公園・水辺課（以下「当課」という。）が所管するものに限る。）をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪防止等を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置で、不特定多数の都市公園利用者の画像を撮影し、記録する機能を有するもの（録画装置を別に設置する場合は、これを含む一式）をいう。
- (3) 画像 防犯カメラにより撮影され、又は記録されたものであって、それにより特定の個人の識別が可能なものをいう。

(設置基準)

第3条 公園管理者は、別表第1項及び第2項に定める都市公園において複数回に渡る器物損壊その他の犯罪行為が行われたことによりその機能又はその一部の公園施設の機能が不全に陥っているにもかかわらず、その解決のために防犯カメラの設置以外の合理的な方策がなく、かつ、当該都市公園に防犯カメラを設置することについて地域住民の合意形成が得られていると認めた場合に限り、自ら防犯カメラを設置し、又は公園管理者以外の者が設置することに対して都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の規定によりこれを許可することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、公園管理者は、別表第3項に定める都市公園において特に必要があると認めるときは、前項の規定による設置又は設置の許可をすることができる。

(設置場所及び撮影範囲)

第4条 前条の規定により防犯カメラを設置する都市公園は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定により設置される防犯カメラの撮影範囲は、公園管理者が別に定めるも

のとする。

(管理体制)

第5条 防犯カメラを設置した者は、その管理運用を適切に行うこと目的に、防犯カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、当該防犯カメラの管理に当たらせるものとする。

- 2 管理責任者は、公園管理者が設置する場合はみどり公園・水辺課長を、それ以外の場合は設置者が指定する者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、防犯カメラの管理に従事している者又は従事していた者が画像により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないようするほか、画像の適切な取扱いに努めなければならない。
- 4 管理責任者は、管理責任者を補佐するために、防犯カメラの管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。
- 5 管理責任者は、防犯カメラの管理を委託する場合は、当該委託業者の代表者が指名する者を管理取扱者に指定するとともに、当該委託業者に対しプライバシー保護のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 前2項の規定により管理取扱者を置いたときは、管理取扱者は、管理責任者の指示に従い適切に防犯カメラの保守及び画像の管理を行わなければならない。

(画像の管理)

第6条 管理責任者は、画像の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の記録画像の適正な管理のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 画像を記録した媒体はパスワード等により厳重に保護し、当該パスワード等は管理責任者又は管理取扱者が保管する。
- (2) 画像は、原則として閲覧及び持ち出しをしない。ただし、設置目的に即して必要と認められる場合は、管理責任者及び管理取扱者のみが閲覧及び持ち出しをすることができるものとする。
- (3) 画像は、複写及び加工をしてはならない。
- (4) 画像を利用し、又は提供する場合において、当該画像の必要性がなくなったときは、速やかに消去し、又は消去させるための措置を講じなければならない。
- (5) 画像の消去は、データの上書きにより自動的に行うものとする。この場合において、画像を記録した媒体を廃棄する場合は、物理的に破碎の上廃棄するものとする。
- (6) カメラ装置に記録媒体を内蔵している防犯カメラを設置する場合は、第三者がカメラ装置及び記録媒体に触れることができないよう、特段の措置を講じなければならない。

(画像の利用及び提供の制限)

第7条 管理責任者は、画像をこの基準の目的以外に利用し、又は第三者に画像を提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に定めがある場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査を目的として請求を受けた場合

(3) 個人の生命、身体及び財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合

2 前項ただし書きの規定により画像をこの基準の目的以外に利用し、又は第三者に画像を提供しようとする場合において管理責任者は、関係法令の遵守に十分に留意しなければならない。

3 前条及び前2項に定めるもののほか、画像に関する取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令の規定によるものとする。

（設置表示）

第8条 管理責任者は、公園利用者が防犯カメラの設置を認識できるよう、見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を表示するものとする。

（苦情処理）

第9条 管理責任者は、この基準により設置した防犯カメラの設置及び管理運用に関する苦情又は問合せに対し、誠実かつ迅速に対応するものとする。

（その他）

第10条 この基準の解釈について疑義が生じた場合又はこの基準に定めのない事項については、当課がこの基準の改正を行い、又は、同課が都度定めるものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年3月31日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年10月27日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

1 公園管理者が防犯カメラを設置する都市公園

都市公園の名称
寺田繩えのしろ公園
真土大塚山公園
塚越公園
見附台公園

2 公園管理者以外の者が防犯カメラを設置し、公園管理者がこれを許可する都市公園

都市公園の名称
八重咲町公園
愛宕山公園
新宿公園
紅谷町公園

3 公園管理者が特に防犯カメラを設置する必要があると認める都市公園

都市公園の名称
湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン（ひらつかシーテラス）